

# とっとり未来型省エネ住宅 特別促進事業



NE-ST  
とっとり健康省エネ住宅

さらに  
「とっとり住まいる  
支援事業」により  
最大100万円  
を助成！

## 《補助金額》

とっとり健康省エネ住宅性能基準		
T-G1	T-G2	T-G3
60万円	80万円	100万円

最大  
**100**  
万円

※ 将来的に太陽光を設置する住宅(ZEH未取得)の方、  
または国の補助事業を併用される方は  
T-G1:10万円 T-G2:30万円 T-G3:50万円  
(断熱等級6以上(GX志向型等)を対象とする補助併用の場合 T-G1:5万円 T-G2:15万円 T-G3:25万円)

## 《基本要件》 以下の条件をすべて満たす必要があります

- ☑ NE-ST (とっとり健康省エネ住宅) ※県に登録された事業者が設計・施工する住宅
- ☑ ZEH または将来的な太陽光設置に備えた住宅
- ☑ 県内に本店を置く事業者により施工される住宅
- ☑ 県産材を10m<sup>3</sup>以上または内外装材に20m<sup>2</sup>以上使用
- ☑ 翌年度の1月31日までに完成する住宅

《お問い合わせ》 県庁住宅政策課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地  
電話:0857-26-7398 Eメール:jyutaku-seisaku@pref.tottori.lg.jp

# とっとり健康省エネ住宅とは

国の省エネ基準を上回る高い省エネ性能を持つ住宅を普及させることで、県民の健康の維持・増進、省エネ化の推進及びCO2の削減を図ることを目的に、戸建住宅の新築における県独自の健康省エネ住宅性能基準を令和2年1月に策定し、令和2年7月より基準を満たす住宅を認定しています。

区分	国の省エネ基準	ZEH (ゼッチ)	とっとり健康省エネ住宅性能基準		
			T-G1	T-G2	T-G3
基準の説明	2025年義務化基準	2030年義務化基準	冷暖房費を抑えるために必要な最低限レベル	経済的で快適に生活できる推奨レベル	優れた快適性を有する最高レベル
断熱性能 U <sub>A</sub> 値	0.87	0.60	0.48	0.34	0.23
気密性能 C値	—	—	1.0	1.0	1.0
冷暖房費削減率	0%	約10%削減	約30%削減	約50%削減	約70%削減
補助額 (ZEH未取得の場合)			60万円 (10万円)	80万円 (30万円)	100万円 (50万円)



※断熱性能(U<sub>A</sub>値): 建物内の熱が外部に逃げる割合を示す指標。値が小さいほど熱が逃げにくく、省エネ性能が高い。  
 ※気密性能(C値): 建物の床面積当たりの隙間面積を示す指標。値が小さいほど気密性が高い。  
 ※ZEHは、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略。断熱化による省エネと太陽光発電などの創エネにより、年間の一次消費エネルギー量(空調・給湯・照明・換気)の収支をプラスマイナス「ゼロ」にする住宅をいう。

## 申請の留意事項

- ・工事着手前に交付申請を行ってください。(工事着手後や完成後の補助金申請は受付できません。)
- ・工事完成後、14日以内に実績報告書を提出してください。
- ・詳しくはホームページをご覧ください。

とっとり健康省エネ住宅  
 (認定手続き・様式ダウンロード)  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/ne-st/>

※NE-STの補助金は電子申請となりました。  
 住まいる支援事業の電子申請で一括して申請いただけます。  
 (電子申請のURLはとっとり健康省エネ住宅のホームページをご確認ください。)



## お問い合わせ・申請窓口

東部地区  
 (鳥取市・岩美郡・八頭郡)

東部建築住宅事務所 〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176  
 電話:0857-20-3649 FAX:0857-20-2103

中部地区  
 (倉吉市・東伯郡)

中部総合事務所建築住宅課 〒682-0802 倉吉市東蔵城町2  
 電話:0858-23-3235 FAX:0858-23-3266

西部地区  
 (米子市・境港市・西伯郡・日野郡)

西部総合事務所建築住宅課 〒683-0054 米子市糞町1丁目160  
 電話:0859-31-9753 FAX:0859-31-9654

制度に関すること

県庁住宅政策課 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220  
 電話:0857-26-7398 FAX:0857-26-8113